

【前回事務連絡（12月16日及び1月10日）からの変更内容】

1. 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（案）の変更点

<介護サービス>

サービス種類／施設等の区分	変更点	
15：通所介護	名称 変更	「施設等の区分」欄 4 小規模事業所以外の事業所 → 通常規模型事業所 「その他該当する体制等」欄 機能訓練指導体制 → 個別機能訓練体制
	追加	「その他該当する体制等」欄 ・大規模事業所（1 非該当 2 該当）
16：通所リハ	追加	「その他該当する体制等」欄 ・大規模事業所（1 非該当 2 該当）
21：短期入所生活介護	名称 変更	「その他該当する体制等」欄 ・オンコール体制 → 夜間看護体制
	追加	「その他該当する体制等」欄 ・ユニットケア体制（1 対応不可 2 対応可）
22：短期入所療養介護 1 介護老人保健施設 2 ユニット型介護老人保健施設	追加	「その他該当する体制等」欄 ・ユニットケア体制（1 対応不可 2 対応可） ・認知症ケア加算（1 なし 2 あり）
23：短期入所療養介護 1 病院療養型 6 ユニット型病院療養型	追加	「その他該当する体制等」欄 ・ユニットケア体制（1 対応不可 2 対応可）
	訂正	「その他該当する体制等」欄 ・リハビリテーション提供体制の届出項目 1 理学療法Ⅰ 2 理学療法Ⅱ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他
23：短期入所療養介護 2 診療所療養型 7 ユニット型診療所療養型	追加	「その他該当する体制等」欄 ・ユニットケア体制（1 対応不可 2 対応可）
	訂正	「その他該当する体制等」欄の届出項目 ・リハビリテーション提供体制の届出項目 1 理学療法Ⅰ 2 理学療法Ⅱ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他
23：短期入所療養介護	追加	「人員配置区分」欄 ・7：Ⅲ型、8：Ⅳ型、9：Ⅴ型

3 認知症疾患型 8 ユニット型認知症疾患型		「その他該当する体制等」欄 ・ユニットケア体制（1対応不可 2対応可）
33：特定施設入所者生活介護	名称 変更	「人員配置区分」欄 ・1 通常型 → 1 一般型 「その他該当する体制等」欄 ・機能訓練指導体制 → 個別機能訓練体制 ・オンコール体制 → 夜間看護体制
51：介護老人福祉施設	削除 取消	「施設等の区分」欄 2 小規模介護福祉施設 4 ユニット型小規模介護福祉施設
	名称 変更	「その他該当する体制等」欄 ・機能訓練指導体制 → 個別機能訓練体制 ・ターミナルケア体制 → 看取り介護体制 ・ホームシェアリング対応体制 → 在宅・入所相互利用体制
	追加	「その他該当する体制等」欄 ・準ユニットケア体制（1対応不可 2対応可）
	削除	「その他該当する体制等」欄 ・感染症管理体制の有無（1なし 2あり） ・安全管理体制の有無（1なし 2あり）
52：介護老人保険施設	追加	「その他該当する体制等」欄 ・ユニットケア体制（1対応不可 2対応可） ・認知症ケア加算（1なし 2あり）
	削除	「その他該当する体制等」欄 ・感染症管理体制の有無（1なし 2あり） ・安全管理体制の有無（1なし 2あり）
53：介護療養型医療施設 1 病院療養型 6 ユニット型病院療養型	追加	「その他該当する体制等」欄 ・ユニットケア体制（1対応不可 2対応可）
	削除	「その他該当する体制等」欄 ・感染症管理体制の有無（1なし 2あり） ・安全管理体制の有無（1なし 2あり）
	訂正	「その他該当する体制等」欄の届出項目 ・リハビリテーション提供体制の届出項目 1 理学療法Ⅰ 2 理学療法Ⅱ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他
53：介護療養型医療施設 2 診療所型	追加	「その他該当する体制等」欄 ・ユニットケア体制（1対応不可 2対応可）

7 ユニット型診療所型	削除	「その他該当する体制等」欄 ・感染症管理体制の有無（1なし 2あり） ・安全管理体制の有無（1なし 2あり）
	訂正	「その他該当する体制等」欄の届出項目 ・リハビリテーション提供体制の届出項目 1 理学療法Ⅰ 2 理学療法Ⅱ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他
53：介護療養型医療施設 3 認知症疾患型 8 ユニット型認知症疾患型	追加	「人員配置区分」欄 ・7：Ⅲ型、8：Ⅳ型、9：Ⅴ型 「その他該当する体制等」欄 ・ユニットケア体制（1対応不可 2対応可）
	削除	「その他該当する体制等」欄 ・感染症管理体制の有無（1なし 2あり） ・安全管理体制の有無（1なし 2あり）

<介護予防サービス>

サービス種類／施設等の区分	変更点	
65：介護予防通所介護	名称 変更	「その他該当する体制等」欄 ・栄養マネジメント体制 → 栄養改善体制
66：介護予防通所リハビリテーション	名称 変更	「その他該当する体制等」欄 ・栄養マネジメント体制 → 栄養改善体制
24：介護予防短期入所生活介護	追加	「その他該当する体制等」欄 ・ユニットケア体制（1対応不可 2対応可）
25：介護予防短期入所療養介護	追加	「その他該当する体制等」欄 ・ユニットケア体制（1対応不可 2対応可）
26：介護予防短期入所療養介護 1 病院療養型 6 ユニット型病院療養型	追加	「その他該当する体制等」欄 ・ユニットケア体制（1対応不可 2対応可）
	訂正	「その他該当する体制等」欄の届出項目 ・リハビリテーション提供体制の届出項目 1 理学療法Ⅰ 2 理学療法Ⅱ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他
26：介護予防短期入所療養介護	追加	「その他該当する体制等」欄 ・ユニットケア体制（1対応不可 2対応可）

2 診療所療養型 7 ユニット型診療所療養型	訂正	「その他該当する体制等」欄の届出項目 ・リハビリテーション提供体制の届出項目 1 理学療法Ⅰ 2 理学療法Ⅱ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他
26:介護予防短期入所療養介護 3 認知症疾患型 8 ユニット型認知症疾患型	追加	「人員配置区分」欄 ・7:Ⅲ型、8:Ⅳ型、9:Ⅴ型 「その他該当する体制等」欄 ・ユニットケア体制(1対応不可 2対応可)
35:介護予防特定施設入居者生活介護	名称変更	「人員配置区分」欄 ・1 通常型 → 1 一般型 「その他該当する体制等」欄 ・機能訓練指導体制 → 個別機能訓練体制

<地域密着型サービス>

サービス種類/施設等の区分	変更点	
72:認知症対応型通所介護	名称変更	「その他該当する体制等」欄 ・機能訓練指導体制 → 個別機能訓練体制
73:小規模多機能型居宅介護	削除	「その他該当する体制等」欄 ・夜間勤務条件基準(1基準型 2減算型)
32:認知症対応型共同生活介護	名称変更	「その他該当する体制等」欄 ・夜間ケア(1なし 2あり) → 夜間勤務条件基準(1基準型 2減算型)
38:認知症対応型共同生活介護(短期利用型)	名称変更	「その他該当する体制等」欄 ・夜間ケア(1なし 2あり) → 夜間勤務条件基準(1基準型 2減算型)
36:地域密着型特定施設入居者生活介護	名称変更	「その他該当する体制等」欄 ・機能訓練指導体制 → 個別機能訓練体制 ・オンコール体制 → 夜間看護体制
54:地域密着型介護老人福祉施設	名称変更	「その他該当する体制等」欄 ・機能訓練指導体制 → 個別機能訓練体制 ・ターミナルケア体制 → 看取り介護体制 ・ホームシェアリング対応体制 → 在宅・入所相互利用体制
	追加	「その他該当する体制等」欄 ・準ユニットケア体制(1対応不可 2対応可)

	削除	「その他該当する体制等」欄 ・感染症管理体制の有無（1なし 2あり） ・安全管理体制の有無（1なし 2あり）
74：介護予防認知症対応型通所介護	名称変更	「その他該当する体制等」欄 ・機能訓練指導体制 → 個別機能訓練体制 ・栄養マネジメント体制 → 栄養改善体制
37：介護予防認知症対応型共同生活介護	名称変更	「その他該当する体制等」欄 ・夜間ケア（1なし 2あり） → 夜間勤務条件基準（1基準型 2減算型）
39：介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）	名称変更	「その他該当する体制等」欄 ・夜間ケア（1なし 2あり） → 夜間勤務条件基準（1基準型 2減算型）
<p>「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況」にかかると追加</p> <p>【対象サービス】 → 71：夜間対応型訪問介護</p> <p>72：認知症対応型通所介護</p> <p>74：介護予防認知症対応型通所介護</p>		

2 介護給付費請求書・明細書様式（案）の変更点について

- 様式第二の一、様式第三の一、様式第四の一、様式第五の一、様式第六の五
「居宅サービス計画」欄の作成者から、「3. 介護予防支援事業者作成」を削除する。
- 様式第二の二、様式第三の二、様式第四の二、様式第五の二、様式第六の六
「介護予防サービス計画」欄の作成者から、「1. 居宅介護支援事業者作成」を削除する。
- 様式第八
様式の名称（対象サービス種類名）を訂正する。
（介護福祉施設サービス・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護）
→ （介護福祉施設サービス・地域密着型介護老人福祉施設サービス）
- 様式第十一
作成区分欄に地域包括支援センター（介護予防支援事業者）が作成を依頼した場

合として、「委託先の支援事業所番号」及び「委託先の介護支援専門員番号」の記載欄を追加する。

3 国保連合会とのインタフェース（案）の変更点について

主な変更点は以下のとおり。

<都道府県>

○事業所異動連絡票情報（基本情報）

- ・ 指定／基準該当等事業所区分コードに「6：混在型事業所Ⅰ」及び「7：混在型事業所Ⅱ」を追加する。

これに伴い、設定方法についての注意書きとして、備考欄に※5及び※6を追加する。

○事業所異動連絡票情報（サービス情報）

- ・ 項目の名称を変更する。

（項番82）栄養マネジメント体制の有無

→ 栄養マネジメント（改善）体制の有無

（項番87）オンコール体制の有無 → 夜間看護体制の有無

（項番110）ホームシェアリング体制の有無

→ 在宅・入所相互利用体制の有無

（項番111）ターミナルケア体制の有無

→ ターミナルケア体制（看取り介護体制）の有無

（項番113）小規模住宅集合体制の有無 → 小規模拠点集合体制の有無

- ・ 項目の削除を行う。

（項番105）感染症管理体制の有無

（項番106）安全管理体制の有無

- ・ 項目の追加を行う。

（項番105）大規模事業所該当の有無

（項番106）準ユニットケア体制の有無

（項番114）認知症ケア加算の有無

（項番115）個別機能訓練体制の有無

（項番120）個別リハビリテーション提供体制（その他）の有無

- ・ 備考欄の注意書きに、※20及び※21を追加する。

○事業所異動連絡票情報（介護支援専門員情報）

- ・ 項番4 異動事由について、理由別コードの設定を廃止する。（固定値として「01」を設定する。）

- ・備考欄の注意書きに、※3及び※4を追加する。

＜サービス事業所＞

○請求明細書情報

- ・交換情報識別番号の取扱いに関する説明書きを追加する。
- ・明細情報レコードの項番9 単位数の設定に関する説明として、備考欄の注意書きに※6を追加する。
- ・様式第六の一～六に対する基本情報レコードの入力必須項目と様式の対応表を追加する。

＜支援事業所＞

○給付管理票情報

- ・項番18 指定／基準該当等事業所区分コードについて、地域密着型サービスの識別コードの設定を加えた記述へ訂正する。
- ・地域包括支援センターが給付管理票の作成を委託した場合に設定する「委託先の居宅介護支援事業所」及び「委託先の介護支援専門員番号」欄を追加する。

○ケアプラン目標達成情報

- ・受け渡し対象データの範囲にかかる変更を行う。
(毎年12月に11月審査分までの・・・ → 毎年11月に同時点で国保連合会にて保有する・・・)

＜保険者＞

○受給者異動連絡票情報

- ・備考欄の注意書きに、※23を追加する。

○市町村固有異動連絡票情報

- ・地域密着型サービスにかかる「居宅介護サービス費種類支給限度基準額」欄について、新規時の必須入力を訂正(削除)する。
- ・「小規模多機能型居宅介護」及び「介護予防小規模多機能型居宅介護」について、居宅介護サービス費種類支給限度基準額の対象から削除する。
- ・介護予防サービスにかかる基準該当サービス費の比率を設定するための項目を追加する。(項番114～項番119)
また、設定方法についての注意書きとして、備考欄に※9及び※10を追加する。

○地域密着型サービスコード情報

- ・項番10 単位数について、4→5バイトへの変更を行う。

○共同処理用受給者異動連絡票情報（高額介護サービス費支給処理情報）及び高額介護サービス費給付対象者一覧表情報

- ・激変緩和措置対象者にかかる取扱いについての記述を追加する。